

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBに雇用され、医師として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、翌朝から実施する健診業務のため出張先のホテルで自転車を借り夕食をとり外に出た際、側溝に転落し負傷（以下「本件事故」という。）した。

請求人は、同日、C病院を受診し、「腎損傷、左大腿部擦過創、右膝部擦過創、脾損傷」などと診断され、同月〇日にはD病院へ転医し、同年〇月〇日にはE医療センターに転医し、また、同年〇月〇日にはF病院に転医し、「外傷性脾損傷、脾動脈瘤、左腎損傷」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日にG病院を受診し、「右脛骨骨折、左大腿打撲傷、外傷性腎損傷、外傷性脾損傷」と診断された（以下「本件傷病」という。）。

- 3 請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これを支給する旨の処分をした。その後、請求人が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、休業の必要が認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「初回処分」という。）をしたため、請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をした。

ところが、監督署長は、審査官の決定前に、請求人は通院のため休業したものとして、初回処分を変更し、本件請求期間のうち通院した日に係る休業補償給付を支給するとともに、請求人は、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）しているとして、本件請求期間のうち同月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

- 4 そこで、請求人は、本件処分の取消しを求めて労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

本件請求期間のうちの平成〇年〇月〇日以前の通院日のみに係る休業補償給付を支給するとした監督署長の処分が妥当であると認められるか、また、本件傷病は同年〇月〇日をもって治癒しており、同月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとされた監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、現在も本件傷病については治療中であり、本件請求期間に係る休業補償給付を全額支給すべきであると主張するので、以下検討する。

（1）請求人にかかる医学的所見について

ア H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は、右脛骨骨折、左大腿部打撲。初診時より独歩可能。本人はまだ痛みがあるとのことだが、他覚的には不明。治療は対症療法のみで、休業の必要は特にない。

F病院の外科からの指示での休業と本人から伺っている。特に当院からの休業指示はしていない。既に治癒（症状固定）と考える。」と述べ、さらに、平成〇年〇月〇日付け意見書においても、要旨、「傷病名（右脛骨骨折、左大腿打撲傷）に関しては、初診時より独歩可能な状態であったため、休業の必要性はないと考える。」と述べている。

イ I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は、全身打撲、外傷性脾損傷、腎損傷。身体の状態としては、脾違和感、慢性的な腹痛訴えるも、腹痛に関しては、検査上、腹痛の原因となるものを認めない。エコー上も脾動脈瘤は認めない。日常生活に関して制限していない。就労に関して制限していない。症状固定に関しては、発症から2年が経過し、症状固定の状態である。就労可能と推測する。」と述べている。

ウ J医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「傷病名は、腎損傷・左大腿部・肩・膝擦過創等。平成〇年〇月〇日で治癒（症状固定）とする。医学的異常は画像診断的にはない。」と述べており、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は、外傷性脾損傷、左腎損傷、右脛骨骨折、脾損傷後脾門部脾動脈瘤。請求人は、自覚症状を訴えていた。他覚的所見はなかった。画像診断的にも異常が認められないことを伝えた。請求人は、腹痛を常に訴え、動脈瘤に対して、過剰に心配をしていた。休業の必要性について他覚的に明確な所見はなかった。」と述べ、さらに、平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書において、「症状固定と労災扱い終了を告げるも、さまざまな理由をつけて引き延ばされた。平成〇年〇月〇日、脾動脈瘤消失継続確認。この時点で症状固定と労災扱い終了に納得、同意を得て、外科終診となる。」と述べている。

エ K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名は、右脛骨骨折、左大腿打撲傷。H医師の意見書における休業の必要性は特にはないことに不合理性は認められず、既に症状固定と考えられる。」と述べている。

(2) 療養のための休業について

ア 休業補償給付支給請求書の診療担当者の証明欄をみると、療養のため労働することができなかったと認められる期間の日数については「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで〇日間のうち〇日」と訂正されており、同証明を行ったH医師は、上記（1）アに記載のとおり、休業の必要性を認めて

いない。また、上記（１）イ及びエに記載のとおり、I医師も、日常生活及び就労についても制限していないと休業の必要性を否定しており、K医師も休業の必要がないことに不合理はないと所見している。

イ 当審査会としては、本件傷病について、H医師、I医師及びK医師の休業の必要性は認められないとの前記各意見は妥当であり、決定書理由に説示のとおり、本件請求期間のうちの平成〇年〇月〇日以前の通院のため労働できなかったと認められる日を除いた日については、医師の指示に基づく療養のための休業であったとは認められないものと判断する。

（３）症状固定について

ア 労災保険制度における「治癒（症状固定）」とは、業務上の負傷又は疾病に対して、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果を期待し得ない状態になったときをいうと解されており、いわゆる全治を意味するものではない。

イ そこで、請求人の脾臓等の症状についてみると、J医師は、上記（１）ウに記載のとおり、平成〇年〇月〇日、脾動脈瘤消失継続確認とされていることから、脾臓等の症状については症状固定の状態であったと判断しており、また、H医師は、上記（１）アに記載のとおり、同年〇月〇日付け意見書において、右脛骨骨折等の症状について、他覚的所見が認められず、治療についても対症療法に終始しており症状の改善は認められない状態であることから、同日の時点では既に治癒（症状固定）の状態にあったと判断しており、これらの判断は医学的根拠の裏付けを伴う合理的なものといえることができる。

ウ 当審査会においても、一件記録を精査したところ、平成〇年〇月〇日の時点で、既に本件傷病の症状は慢性化しており、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果を期待し得ない状態にあったものと認められる。

したがって、請求人の本件傷病については、平成〇年〇月〇日の時点においては、症状固定の状態であったと判断する。

なお、労災保険制度における症状固定の判断は、請求人の同意を得て判断するものではなく、上記アの医学的要件に基づいて判断すべきものである。

エ 請求人は、症状固定後の平成〇年〇月〇日にL病院を受診し診断書を提出しているが、本件は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの本件請求期間に係る症状について判断するものであることに照らし、当該診断書は

上記ウの判断を左右するものとはいえない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。